

宇治市立保育所移管先法人選考委員会

第2回会議 会議録

- 開催年月日 平成21年1月21日(水)

- 開催場所 宇治市役所 602会議室

- 開会午後7時00分

- 閉会午後9時05分

- 出席者

安藤 和彦	京都文教短期大学教授
大西 雅裕	華頂短期大学 社会福祉学科教授
小長谷 敦子	小長谷公認会計士事務所 公認会計士・税理士 京都府社会福祉協議会監事・社会福祉施設経営指導事業経営相談員
角道 静子	元宇治市立保育所長
臼井 浄子	宇治市民生児童委員
田中 秀人	宇治市健康福祉部長
緒方 勝介	宇治市立槇島保育所保護者

計7名

- 次第

1. 開会

2. 議事

(1) 宇治市立保育所移管先法人募集要領(案)について

(2) 申込書類について

(3) 今後の日程等について

3. その他

4. 閉会

事務局

それでは宇治市立保育所移管先法人選考委員会の第2回会議を始めさせていただきますと思います。議事といたしましては、1番で宇治市立保育所移管先法人募集要領(案)について、2番が申込書類について、3番が今後の日程等についてということになっております。

この宇治市立保育所移管先法人募集要領(案)及び申込書類につきましては、募集をいたします宇治市が本来その内容を定めて、手続を進めていくものでございますけれども、移管先の法人を選考していただくこの委員会におきまして、選考に必要な項目や内容につきましてご確認をいただくとともに、必要なものにつきましては、追加や修正をいただくため議事とさせていただきますところでございます。

なお、本日の会議につきましては、前回ご確認をいただきましたとおり、公開とさせていただきます。

それでは会長、早速ではございますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

会長

ただいまより宇治市立保育所移管先法人選考委員会の第2回会議を始めさせていただきます。宇治市より本日の議事の位置づけについて説明をいただいたわけですが、その立場で進めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

では、まず事務局より議事の「(1)宇治市立保育所移管先法人募集要領(案)について」ご説明をお願いしたいと思います。

事務局

では、資料1と書いてございます宇治市立保育所移管先法人募集要領(案)で、ご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、移管する保育所の名称、所在地、現況及び移管年月日は、第1回のときに計画書にも記させていただいているとおりでございますので、ご覧おきいただきたいと思います。

移管の条件でございますけれども、まず(1)番で「宇治市の指定する土地に、法人において施設整備をしてください。なお、平成23年4月1日の移管保育所開設に伴い、現在の宇治市立榎島保育所は廃止します」としてあります。その土地でございますけれども、ア、所在地で、宇治市榎島町大川原75番地・76番地・77番地となっております。それで、うち下記面積部分を分筆予定としておりまして、位置図参照として3つ図を付けさせていただいております。

今のところ、これで用意をさせていただこうと思っておりますが、2月を目途に、京都府より購入をする予定でございますので、その時点では面積も確定し、分筆もでき、きちんとした平面図が用意できますので、後ほど募集時期等もご議論をいただきますけれども、間に合えばそれに差しかえます。

ウの現況でございますけれども、地域・地区といたしましては準工業地域・第四種高度地区・準防火地域で、建坪率は60%、容積率は200%、地目は田で、現況は雑種地となっております。エが、管理の条件ですけれども、宇治市において当該用地を購入後、開発許可等の必要な手続及び敷地造成を平成21年度中に終える予定としてあります。間口は約27メートル、奥行きは約77メートル、この部分もまたきちんと確定をしましたら、細かい部分まで入れていきたいと考えております。地盤の高さは前面道路と均一として造成をします。東側の道路は幅員6mに整備さ

れます。前面道路部分は造成時に幅員9.5mとします。平成22年4月1日より使用賃借契約を開始し、土地は無償貸与とします。なお、電気、都市ガス、宇治市上水道・公共下水道は各接続が必要であるという条件を記しております。

建物・設備等という部分ですが、施設規模につきましては、「保育所運営の条件(別紙1)」に記載する定員・運営内容に応じた施設規模・設備内容とさせていただきますという条件をしております。建設年度は、平成22年度中とし、財源は次世代育成支援対策施設整備交付金の対象事業として申請をしてもらうこととなります。あわせて宇治市民間保育所施設整備補助金交付要綱第3条第2項に基づき助成を行います。

(2)「保育所運営の条件」の全項目を満たすことが必要であるとしております。

(3)応募の資格でございますけれども、社会福祉法第22条の規定に基づき設立された社会福祉法人で、現に宇治市内で保育所を運営している法人とします。

申し込み及び受け付けですけれども、書類の配布と受け付けは、保育課でさせていただくということと、受け付けの期間は、また最後に期間をご議論いただければと考えております。提出書類は、後ほど議事の2の方でご議論をいただきたいと考えております。これは正・副各2部を提出いただくということになっております。

選考及び決定でございますけれども、(1)でございますが、宇治市立保育所移管先法人選考委員会において選考し、宇治市において決定します。(2)選考に当たっては、運営責任者(理事長等)及び施設長(予定者含む)等のヒアリング及び既に運営している保育所の見学を実施する場合がありますといたしております。(3)で、移管先法人の決定は、宇治市保育所条例の条例改正の議決を前提条件としています。

その他、問い合わせ先等が記載してありまして、右側の「応募に当たっての保育所運営の条件」でございます。こちらのほうはすべて読ませていただきます。

「1. 全般的事項」の1番でございます。で、移管に当たって宇治市と締結する各契約事項については、誠実に履行すること。社会福祉法、児童福祉法その他関係法令及び関係通達を遵守すること。移管を受けた法人自らが移管保育所を運営するとともに、既に運営している保育所を縮小又は廃園しないこと。

保護者ニーズに配慮した保育所運営に努めることを目的に、保護者の意見や要望を聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、保護者、法人、宇治市の3者による懇談会を移管決定後より実施するとともに、移管後においても継続して実施すること。地域に根ざした保育所づくりに努めるため、移管決定後より地域関係者との話し合いをする場を設けること。保護者会活動が継続して運営できるようにするとともに、保護者の意見が反映できるように努めること。

これが、全般的事項でございます。

「2. 保育所運営に関すること」でございますが、保育定員は現在より20人以上の増を図ること。移管保育所の施設長及び主任保育士は当該保育所の専任であること。保育士の配置等、保育所運営については、国の最低基準を遵守するとともに、保育士の年齢構成についてはバランスのとれた配置とすること。年末年始、日曜日及び国民の祝日以外の休所日については、事前に保護者の希望を聞かない一方的な休所日を設定しないこと。移管前の保育所が行っていた障害

児保育、産休明け保育を含む乳児保育、保育所地域活動事業を継続すること。主食を含む給食を継続するとともに、離乳食などの対応を行うこと。また、食物アレルギーに対する対応等に配慮すること。午前7時から午後7時を下回らない開所時間の長時間保育及び一時保育を実施すること。保育の実施については、保育指針を遵守すること。移管前に比べて保護者負担金が多くならないように努めること。宇治市との民営化に係る引き継ぎは平成22年4月から平成23年3月までの1年間とすること。上記引き継ぎ期間において引き継ぎ保育を実施するので、保育所職員の配置が可能であること。なお、引き継ぎ保育の期間及び具体的な方法等については、保護者・法人・宇治市との協議により決定するとしております。

ここまでで、まず一旦議論をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは、今説明をいただきました資料1の1ページから3ページまででございますが、何かご意見ございませんでしょうか。

緒方委員 別紙1の1の なのですが、移管に当たって宇治市と締結する各契約事項について誠実に履行することとありますけれども、その具体的な部分については、この委員会では議論されないのですか。

事務局 イメージといたしましては、ここの保育所運営の条件が移管の際の契約に記されていくというものになります。あと、これに加えまして全般的な事項も記していくこととなります。

緒方委員 それと、アレルギー、その2の の後ろの方ですが、「アレルギーに対する対応等に配慮すること」でとまっているのですが、より具体的に1の で示されているような契約事項として盛り込まれる可能性みたいなものはあるのですか。

事務局 このあたりにつきまして、今私ども事務局サイドでこういう言葉を使わせていただいているのですけれども、「配慮」ではなくて「対応をすること」とするなどのご意見をいただければと考えております。

緒方委員 例えば、保護者会あてでもいいのですが、献立表を必ず出すことという細かい規定をそのときに設けることは可能ですか。

事務局 ここに盛り込んでいくべきだということでご意見をちょうだいできれば、そういう表現も可能かと思われます。

緒方委員 確かに、法人決定後保護者会との話し合いを実施することという部分があったので、その中でより具体的なことに関しては、当然話し合いを持たれると思うのですが。

事務局 方法といたしましては、ここに明記をするという方法と、今おっしゃっていただきました保護者との話し合いという中に包括をし、話し合いの中で出されたことを全般的事項の1に戻って、契約事項の中に記載していくという方法の2通りがあるかと思われます。

大西委員 やはり食物アレルギー、アレルギー全般ですけど、保護者と園長で十分に話し合いがなされないと、十分な保育ができないような状況になり得ますので、「配慮」ではなくて「対応すること」というような文言できちっと明記されたほうがいいかなと思います。

それから、5番、2の のところのことですが、障害児保育、乳児保育、保育所地域活動事業を継続することと書いてありますが、これは継続がゲインラインでしょうか。継続さえしておけばいいというようなことになってしまったら、やはり問題かと思しますので、より発展的に取り組めるような姿勢を持つということが必要ではないかというように思うのですが。

もう一つあった全般的事項で、1の は、これは文言の使い方のことですが、「移管を受けた法人自らが」というところは明確になっているのですが、その他のところは、主語がほとんど明記されていないと思うのですが。こういったような文章の場合は、主語を明記しなくてもいいのでしょうか。

事務局 まず、継続の部分ですけれども、これは今まで宇治市が計画を発表した段階から、最低基準的に継続という言葉を使わせていただいておりますが、さらに充実、発展という部分は、皆さんの願いでもあるかとは思われますので、そういう表現があってもよいのかなと思います。

それと、全般的事項の主語の抜けている部分ですけれども、このあたりは少し事務的に点検をさせていただいて、必要な対応をさせていただきたいと思います。

小長谷委員 2番の移管条件のところ、建設年度が平成22年度中という表現になっているのですが、募集に当たっての運営の条件の方の2番の の方では、引き継ぎのところでは、平成22年4月から平成23年3月という具体的な期間が書いてあるのですが、建設年度の平成22年度中というのは、この期間と同じと考えたらいいのですか。

事務局 行政の年度の数字を考えておりますので、そういう表現をさせていただいています。

先ほど国の交付金があると申し上げましたが、その交付決定を受けてからの着手ということもありますので、4月というのを明記すると、4月に着手ができないケースがあるため、年度中という表現にさせていただいています。また、工期につきましても、できるだけ短い間に造っていただける部分がありましたら、それも施工の条件かということもありますので、月は記載していないところです。

小長谷委員 ぎりぎりに建物が建つことはないでしょうか。

事務局 別紙1の2の のところに、引き継ぎ保育のことも記載をしておりますが、保護者さんの希望等ございましたら、例えば新しい場所に出向くということもあり得るということは当然考えられますので、あまりぎりぎりということはちょっと想定しておりません。

小長谷委員 それと、運営条件の2の なんですけれども、保育定員は現在の20人以上の増ということで、これは乳児か幼児か具体的にわかりますか。

事務局 第2次の民営化計画のところ、20人以上の増を図るという表現のみにとどめさせていただいておりますので、20人増か50人増かも選考の際の判断材料になり

ますし、どの分野で増やしてこれられるのかというのも選考の際にご判断をいただければということで、ここではあえて指定をいたしておりません。

ただ、前回の宇治市の保育の状況でもご報告を申し上げましたが、今現在宇治市では、乳児、例えば1、2歳の部分で、待機児童と呼ばれる方が多くなっているという実情もありまして、このあたりは既に運営をしておられる社会福祉法人のほうも十分熟知をされているところですので、それぞれ判断されてこれられるのではないかと考えております。

大西委員 別紙の2の なんですが、移管前に比べて保護者負担金が多くならないように努めることと書いてあるのですが、これを書かれるということは多くなってしまいうこともあるのでしょうか。

事務局 第1次の民営化の際にも保護者さんから保護者負担金が増えないようにというご要望もありまして、それを引き継ぐ形で、記載はさせていただきましたが、一方的に増やしたという経過はございません。

緒方委員 2の なんですけれども、施設長及び主任保育士は専任であることとあるのですが、園によって主任保育士の認識の違いというのはないのですか。

事務局 公立保育所と違いまして、民間保育園の場合、園長と呼ばれる施設長さんと、それから担任を持たない、総括的な主任保育士さんというリーダーの方がいらっやって、それが園の規模に応じて人数も違うこともあり、それをお一人置かれようが、二人置かれようが、それは必ずその施設の専任であってくださいという意味で書いております。

緒方委員 例えば、うちの園には主任保育士という役柄はないというようなこともありますか、民間保育所もいろいろですか。

事務局 そこはまた選考委員会にて選んでいただくときの判断材料の一つというふうにも考えていただければと思います。

田中委員 募集要項ですべてを条件づけてしまうというのは多分できないだろうなと思っていまして、応募するに当たって最低これだけのことは条件に入れておかなければいけないという部分でつくっていると理解をしているのです。それで、この条件を受けて、どういうふうに各法人さんがその考え方を進められるのかというところをまんべんなく見ていくところで、選考の意味が出てくるのかなと思っています。それとあわせて、そのより細かな部分でのいろんな保護者間の不安であるとかそういうことについての条件づけというのは、やっぱり宇治市と法人さんとの協議の中で決めていくというようなこともあわせて、第1次のときもやっておりましたので、そういった感じでまとめていく必要があるかなと思っています。

緒方委員 建物自体は法人さんが建てられるわけですね。ということは、どこの建築会社を使うとかというような話はもう法人さんレベルで、宇治市の方からは全然口を挟むところではないわけですね。

すると、この建築・移設の規模等についている断り書きが、アの事項で何行とかある程度なのですけれども、実際耐震性とかそういう部分に関してうたっていく必要はないのですか。

事務局 今は、建築基準法で耐震性が一定の建物でないとならば建築確認がおりませんので、そ

ちらの法律の方で担保されるということになっております。

会長

幾つか意見も今出していただきました。その点は改めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。引き継ぎ期間が1年という期間ですが、その中身なり方法なりというものを、きっちり吟味してやっていただくことを前提にしておきませんと、単に時間が長いからいいだろうとか、短いからだめだろうというような話になるとちょっと困りますので、やはりその引き継ぎ方を三者協議で十二分に検討していただくということはお願いをしてもいいと思います。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

こういう基準でエントリーしていただくということですので、またその後にはヒアリングその他、具体的には出てくると思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の方へお進みいただきたいと思います。

事務局

では、今頂戴しましたご意見を踏まえ必要な修正を行いまして、改めて委員さんにこの部分を修正させていただきましたということでお送りをさせていただきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

では、続きまして、次の4ページからが、申込書類でございます。

こちらは基本的に申し込みの用紙となります。お手元の資料2として用意をさせていただいておりますが、適宜項目単位で切らせていただきますので、その都度ご議論いただければというふうに思います。よろしくお願います。

まず、移管の申込書でございますけれども、それぞれ法人名と代表者氏名、印鑑を押していただくという形でございます。

次に、応募に至る動機及び目的を、ここはフリーで書いていただく欄をつくっています。このところで、法人さんの熱意などを酌み取っていただければというふうに思っております。

そして、様式第3 - 1号、社会福祉法人の概要で、いつ認可を受けた法人なのか、それで、どういう経過をたどって現在まで行っているのか。それで理事長は、どういう方面の方であるのかということを見ていただける仕様でございます。

次、3 - 2、社会福祉法人役員・評議員の構成で、理事、監事、それぞれお名前とそれから資格、その説明、経験年数や役員報酬、親族があるかなど、社会福祉法人が、指導監査の監査を受ける場合に出されている書類に準じたものでございます。評議委員会につきましても、同じように記載をしていただくものでございます。

そして、様式第3 - 3でございますけれども、社会福祉法人はそれぞれ運営につきまして特色を持っておられますので、その理念もフリーで書いていただくようにしております。

ここまでが、社会福祉法人の状況と、法人の設立の理念でありますとか運営の考え方というのを書いていただく書類になります。この部分までで、まず一旦ご確認をいただければと思います。

緒方委員

3 - 2なのですけれども、理事さんと監事さんの定数ってありますよね、これは、定数ってあるものなのですか。

事務局

社会福祉法人の設立のときの規模等に応じて決まってくるものでありますので、経営をなさっておられる施設の数とかによっても違ってきます。

大西委員 どうもすみません。3 - 2のところなのですけれども、評議員のほうの選任の資格等で、地域代表と利用者の家族代表ということで、こう書いてあるのですが、これだけでいいのでしょうか。他はないのでしょうか。

事務局 実は、京都府が指導監査をされる場合の資料を引用させていただいておりますので、ほかの区分があるように設けたほうがいいのかどうか、もう少しその点は調べさせていただいて、必要であれば追加をさせていただくということをお願いします。

会長 いいですか。他にございませんか。それでは、様式の4 - 1からお願いします。

事務局 様式の4 - 1からでございますけれども、ここからが現在運営をされておられる保育所の状況を確認していただく書類が続きます。

まず、4 - 1号でございますが、既設保育所の設置状況ということで、現在運営しておられる保育所の名前、所在地とか、それから設置主体、経営主体、施設の認可年月日とかあって、それで定員や入所児童の実数を書いていただく欄を設けております。そして、今度は中ほどで職員の配置状況で、常勤職員、定数と現員と過不足をそれぞれ区分に応じて書いていただきます。定数につきましては、右側に記入要領がございまして、この方式で算定をして、定数を入れて、それに対して現員を入れて過不足を出していただくということになっております。そして、現在の建物の状況、土地の状況を記していただくものでございます。

保育所の運営方針については、法人の運営方針は、運営の理念とかは先ほど書いていただいたのですけれども、その法人が運営をされるその保育所の運営方針をここで書いていただくのと、次に保育方針を書いていただくものです。そして、特色ある保育の実施についてということで、法人さん特有の何か保育に関する考え方があれば、ここに書いていただきます。そして、保護者負担金が現在どうなっているのか、休所日が現在どうなっているのかいうことを記載していただくもので、これにつきましては、この保育所の要覧やパンフレットがあれば添付をしていただくということになります。

そして、続きまして4 - 3号で、これは職員の職種や、職名、氏名を入れていただいて、専任か兼任なのか、また、処遇の部分、退職手当共済加入の状況でありますとか、それから保育士や調理師の経験年数、本俸、給与の支払い額、研修の参加状況、年次有給休暇の状況、親族関係等ということで、細かい部分まで記載をしていただくものにいたしております。記入要領を次のページに設けております。

4 - 4のところ、職員処遇の状況という部分ですが、就業規則が作成されているか、作成されていたらいつ届け出されているか、勤務条件は、実労働時間はどうか、時間外労働・休日労働の内容、法定外給与の控除でありますとか、給与の支払いの方法というのを現在の保育所について書いていただくという内容のものになっております。

ここまで、保育所のまず外見的な部分から考え方の部分、職員の処遇の部分まで、その4までで記していただくということになっております。

会長 はい、今度は保育所の方の一般的状況を書いていただくということになっております。4 - 1から4 - 4までを見ていただきまして、ご意見頂戴できればと思います。

緒方委員 常勤職員、非常勤職員の右側のところなのですけれども、この表では実際に保育士免許を持っている人が何人かというのはわからないわけですよね。保育士と書かれている部分は、免許ありと考えてよろしいのですか、それとも免許なくても保育業務に携わっている人を保育士と考えてよいのでしょうか。

事務局 そちらのほうは、4 - 3の資料で、資格の有無を問うことになっております。

小長谷委員 常勤職員の方が何歳児さんをもっているかということはわからないのですか。

事務局 そうですね、そういう部分はちょっとございませんですね。

小長谷委員 もう少しわかることができるように具体的に入所児童数と保育士の数で書けないのでしょうか。

事務局 それを入れさせていただけるとしましたら、4 - 3号のほうで職員配置状況の一覧を、名前を入れていただくようになっているのですが、ここで担任クラスという欄を設ければ可能かと思われます。

小長谷委員 わかりました。

会長 こころも含めてヒアリングのときの材料でございますので、その辺を意識してこの表をつくっていただければと思います。

事務局 よろしいでしょうか。

事務局 それでは、その次、給食業務の状況からお願いいたします。

事務局 では、様式4 - 5からお願いいたします。給食業務の状況ということで、1番から13番までございまして、食事時間、主食の提供状況、手づくりおやつ、脱脂粉乳を使っているのかどうか、3歳未満児への配慮、給食会議、日誌の作成、食器、検食、専用手洗い、それから調理・調乳担当者の検便実施、保存食、衛生管理の自主点検の実施状況、こういった項目をチェックするということとしております。

次に、4 - 6号でございますが、健康管理ということで、児童の定期健康診断はいつ、どんな内容で行っているのか。同じく職員の定期健康診断も、対象職種、対象人員ということで、どういう内容で行っているのかを問うことにいたしております。

そして、時間帯による勤務の状況ということで、保育士がどのようなシフトで入っているのかというのを見ていく表になります。前回のこの委員会のときに、榎島保育所の状況という中で、保育士のシフトなんかを記した資料もつけております。それが同じようなイメージだというふうに思っていたいただければ結構かと思えます。

そして、4 - 8号で、防災・防犯・安全対策の取り組みに際して、これは防災訓練をどれだけ、どの種類を行っているか、自主点検はどうしているか、児童の安全確保の方法、遊具の点検、それから事故の未然防止の取り組み、防犯についての取り組みというのを書いていただくようになっております。

そして、既設保育所の最後になりますが、その9で、苦情処理及びサービス向上のための努力ということで、苦情解決、これは今社会福祉法人を運営する場合のこういった手続をすることということになっておりますので、どういう担当が行っているのか。自己評価はどうしているのか。第三者評価はどうしているのか。それと、児童虐待の早期発見と対応策について（関係機関との連携等）についても記してい

ただくという内容になってございます。

ここまで、その1から9ということで、今運営をしておられる保育所の状況を把握するためのものということになりますので、その観点で漏れなどないか、またご指摘いただければと思います。よろしくお願いします。

緒方委員 障害児に対する加配みたいなことに対して、実態の数字を上げやすいようなものはないのでしょうか。

事務局 それは、この中ではちょっと用意はいたしておりませんでした。

緒方委員 結構、榎島保育所の保護者会の中で、この加配ということに対して要望が強かった。実際に障害児が何名いるかとかいう欄もなかったですね。だから、その実績も見たいなというふうに思うのですが。

事務局 今回の部分につきましては、ある基準日現在での障害児さんの入所状況と、それから専任保育士加配状況という欄も設けていく方向で進めていきます。

会長 これは、今の園の保育状況ですね。それで、この状況と榎島保育所の状況を見たときに、もしこの保育所の方がいい場合は榎島に合わすのですか。恐らくそういう結果が出てくるかもしれませんね。

これはそれぞれ3者の話し合いで決めていくということで、すべて榎島に合わせますというのから外れる場合もあるのですね。今の榎島保育所に合わせますよという文章を先に持ってくると混乱が生じませんか。

ですから、大西委員が言われたことを思うと、その後の話し合いで決めていただけるようにしておいたほうがいいと思いますがどうでしょうか。

角道委員 2つ目はアレルギーの話ございましたよね。注釈のところにアレルギーのことに係る言葉が入ってもいいのじゃないかなと思いますが。アレルギーを見つけて、今はどのように取り組んでおられますかというようなことが入っているといいのじゃないかと思うのですけど。

事務局 今、冒頭のご意見をいただいた部分から言いますと、当然それはここで聞いていくべきであろうと思っておりますので、そのあたりをいれていきたいと考えております。

田中委員 それは現状そういう意見も出されていますので、現状の部分でちょっとでもやっぱり把握できるように、工夫できるのかなと思います。

角道委員 様式5-6は、今度する園でのことですね。

会長 選択基準をつくるときに、今度こうしますよと書いている方を見るのか、今はこうですよという方を見るのか、そこなのです。今後こうしますよということが、この移管事業については重きを置くべきではないかと。だから、今ここでちょっと書いてもらうことは一向に結構ですよ。それはもう反対はしていませんですよ。それから、今度こうしますよということをきっちり書いておいてもらわないと、そういうことで対応お願いしたいと思います。

事務局 そのあたりにつきましては、次回のテーマとして予定いたしております採点のウエートの問題にも関わってくるかなと思われまますので、今日いただいたこのご意見を踏まえて、準備していきたいというふうに思います。

会長 難しいのは、今の槇島の子供が今のこの保育所に転園するのではないのですね。新しい槇島保育所に入ってくるわけですから、今度の槇島保育所をどうしますかということが主眼であるのかなと。その点を含めて見学の件を検討していく必要があるのかなと思います。

何か、ございませんでしょうか。

それと、自己評価と第三者評価、これ書いてありますのは非常に大事やと思います。第三者評価を受けておられる場合、その評価内容がここに出てくると、その評価をどう評価しようかという問題があるのですね。

第三者評価等で、極端な例ですが、全てよいとなっていたら皆さんの心情動きませんかとなります。

事務局 資料1の方になります。第三者評価の評価結果を提出しなさいということにはなっておりません。入れるか入れないかもまたご判断いただければと思いますが、4 - 9号で想定をいたしておりますのは、第三者評価ということを取り組んでいるか否かというレベルでございます。

会長 それならば、そのことをどこかで記載しておかないと、申請者が書いてきたものを消すわけにはいきません。

田中委員 第三者評価をすべての保育所が受けているとは限りません。ただ、この第三者評価の結果を審査の基準にはしていないと。そこでは、やっぱりそれで受けるという積極的なとらまえ方を書くところも、一つの評価になるのかなと思います。

会長 この委員会の中で、それも共通理解があればいいと思います。

事務局 今、ご意見いただいた部分申し上げますと、あらかじめこの取り組みの部分は、取り組みについてのみ記載をして、結果については、ここでは記載をしないことということで、明記をして書くべきかというふうに思われますので、注釈でそういう対応をしておきたいというふうに考えます。

緒方委員 財務的なことは、何も無いのですか。

事務局 また、資料1の方にお戻りいただきますと、資料1の5ページからになりますけれども、社会福祉法人の定款、財産目録、本部会計、施設会計ともに貸借対照表、収支計算書を出していただくこととなっています。

会長 よろしいでしょうか、それでは、次、様式の5 - 1、移管保育所事業計画というところからお願いしたいと思います。

事務局 まず、様式第5 - 1でございますけれども、これは新たに移管を受ける保育所を運営するに当たっての理念及び将来構想を、フリーで書いていただく内容になっています。

次に、移管保育所の事業計画でございますけれども、保育時間、これは最初の条件のところ、7時から7時を下回らないというところということがありますので、まずチェックしていただくとともに、休所日についても記載をしていただきます。

それと、ここで定員を0歳から5歳までで書いていただきます。それぞれ職員を何人配置するかと。そして、取り組み目標についてまでをこの5 - 2で書いていただくようにしております。

そして、その3でございますが、ここからがすべてフリーで記載をしていただく

ものになってまいります。保護者への対応について、移管決定後の保護者との話し合い含むということで、移管決定後、それから運営開始後も含めての保護者対応を記載していただくことになります。

次に、地域に根ざした保育所づくりについてということで、これも移管決定後の地域関係者との話し合いを含んで、どのように対応するのかを記載していただきます。

その4にまいりまして、一時保育の実施について、これも職員配置も含んで、どういう形で行うのかを記載をいただきます。ここで、次に障害児保育実施について、障害児加配の保育士配置も含んで考え方を書いていただきたいと思います。

そして、その5ですが、産休明けの保育実施について、いわゆる乳児保育という言葉に包括をされますので、冒頭のところでちょっと申し上げましたが、乳児保育（産休明け保育）についてという形で標題の方も合わせていただこうと思っています。そして、特別保育事業の実施についてということで、一時保育を除きましてその他の特別保育をどのように考えておられるのかということになっております。一旦、ここまででお願いします。

会長 それじゃ、この様式第5 - 5までのところで一度ご意見を受けたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

緒方委員 新しく来ていただく榎島保育所の職員に当たる人が既に予定されているのかどうか。完全に、いつから募集をかけるのか、増やす場合であれば。そして、その人たちは果たして資格を持っているのかどうかということが、保護者的にはすごく気になるところなのですけれども、そのあたりが見えるような部分というのは。

事務局 これにつきましては、一番初めの資料1の方でもございましたけれども、法人選考委員会という、位置づけにここはなっております。決定は、その後宇治市のほうで、市議会にも諮りまして、そこで決定をすることとなります。その決定をする以前に、あらかじめ特定人をこのために雇用をすとかいうことになってまいりますと、何の裏づけもない中での採用行為ということになってまいります。そのため、この段階では、保育士資格のある人は何人雇えるかという記載の仕方になるかと思えます。

先ほどから会長の方にもおっしゃっていただいておりますが、決定をされた法人が記載された内容のとおり職員を雇用をされていくのかどうかということについて、保護者さん、それから宇治市も入って、三者協議で確認していくこととなると思います。

田中委員 ちょっとまだ結論に至っていないのですけれども、様式の8の保育所職員採用計画の中でも聞けるのかなという気はしますけど。

事務局 少し、様式8の方は、後ほどご説明させていただこうと思っていたのですけれども、こういった時間帯にこういった体制でいくのかということと、それから後ろのところで、採用計画としてフリーで書いていただくのですけれども、決定後こういった形で募集をされて、それでどういう条件で採用をされて、それは引き継ぎ保育の採用を含めて記入してくださいということですので、22年のいつ頃には、みんな採用をして、それで研修を含めて引き継ぎも入っていくとかいうことをここで書

いていただくようなものになっています。こちらの方でご判断をいただくことになります。

会長 それで、ちょっとお教えいただきたいのですが、この5 - 4と5 - 5なのですが、一時保育はもうすべての保育園でされていますか。

事務局 今、民間保育園が14園17カ所あるのですけれども、今、7カ所で一時保育は行っていただいております。ですので、ここへ応募される場合に、一時保育を既にやっておられると、それからまだこれから取り組もうとされておられるとこというのが、ここで差が出てくるのじゃないかなと思います。

大西委員 5 - 2の様式の表なのですが、職員数のところで、職種がこうずうっと書いてあるのですが、例えば兼務している場合なんていうのもあるのじゃないかと思えますし、逆に4 - 1の既設保育所の運営状況のところ見てみますと、嘱託医のことを書いたり、調理員その他とかいうようなことも出てきたり、非常勤職員を書く欄もありますけど。この辺はきちっと合わせとく必要あるのか、それとも、それは当然専任を書くのだというようなこととなるのか、記入のときに迷われるのじゃないかなというように思うのですが、そこはきちっと明記するとかですね、はっきりわかるようにしておかないと、比べてみたら違うというようになってくるのじゃないかなというように思うのですが。

事務局 今、ご指摘いただいた部分、少し事務レベルでは採用計画なんかも見ながら考えておったのですが、確かに、延べ人数でいきますと多く見えます。実は、兼務で考えているということもありますので、例えば兼務の場合は括弧書きというケースもありますし、そういう記載の仕方を含めて、それで4 - 1号の記載の仕方に基本的に合わせていくような形で考えています。それから、この4 - 1のほうは京都府に提出をする指導監査書類と同じということになっておりまして、もう少し細かく区分をし、理解しやすくということもありまして職種名をたくさん入れさせていただいたところでもありますので、書く順序もあわせ、記載していただけるようにしていきたいと思えます。

会長 何かございますでしょうか。提出された資料、皆さん方じっくり読んでいただくことになると思います。これ、もちろん手書きでもいいですね。

事務局 パソコンでも手書きでも、それは問いません。

会長 よろしいでしょうか。後ほど一括でまた意見を出していただけたら結構ですのでね。それでは、次に5 - 6ですね、ここからお願いしたいと思います。

事務局 続きまして、5 - 6号から、お願いをいたします。その6でございますが、保育所の給食業務及び栄養指導について（アレルギー対策含む）ということでここで質問しております。そして、同じく衛生管理についてでございます。

5 - 7号で、安全管理、それから保育所職員の労務管理、保育所職員の研修等、職員育成について、書いていただくようになっております。5 - 8号では、先ほど申しましたシフト表をここへ書いていただくこととなります。5 - 9号では、初年度の資金収支計画についてです。決算については後でご説明させていただく書類の方を出していただくのですけれども、初年度の資金収支計画、ここをフリーで書いていただくか、任意様式で出していただいても可ということにしております。そし

て、保護者に負担を求める費用についてという部分を、ここできっちりと書いていただくということにしております。

様式第6号では、施設長の予定者の履歴書、様式7号ではその施設長の就任の承諾書を求めることとしております。

様式第8号では、保育所職員の採用計画、採用方法、採用の時期及びその見通しなど、引き継ぎ保育への対応、そして主任保育士については特に区分して記載してくださいということにしております。

ここまでで、お願いいたします。

会長 はい、何かございませんでしょうか。

履歴書の元号は平成も必要かなと思いますが。

緒方委員 卒業見込みがあるところと考えると、やっぱり要ると思います。

事務局 はい、わかりました。

会長 履歴書に書く資格は特に想定はありますか。

事務局 通常の履歴書を、一定想定をしておりますので、当然普通免許とかを書いてこられる場合もありますし、あと保育士資格を持っていて書いてこられる場合もあります。

大西委員 様式6なのですが、予定の履歴書なのですけれども、ぱっと見たところ、印鑑をつく欄がないのですが要らないのですか。

事務局 最近、印鑑の有無は余り問わないというような方向になっております。

緒方委員 現在の榎島保育所の職員はどうなるのですか。

事務局 榎島保育所は、現在の予定といたしまして、22年度末、23年3月31日まで、そこで今までどおりの保育所運営を続けるということになっておりますので職員体制はわかりません。ただ、職員は定期人事異動がございますのでメンバーは替わることがあり得ます。

会長 理事長の承諾書は要らないのですか。

事務局 理事長は、法人の代表ということですので、今回は現に運営をされている社会福祉法人が応募されますから、理事長は同じ方だろうと想定しています。

会長 いや、そうではなくて理事長がきちっとやりますよという証明は要らないのですかということをお聞きしているのです。

事務局 それにつきましては、資料1の申込書でその部分は包括をしているというつもりでおります。

会長 それでいいのですが、例えば、これは保育所ではありませんが、ある例なのですけれども、高齢者関係の施設で、そういうようなことがあって、一応選ばれたところが辞退ということもあり得るのですよね。だから、これは辞退しないということで確約をとるということは必要ないのでしょうか。

大西委員 例えば、建物を建てるようになって資金繰りがうまくいなくて、辞退せざるを得ないということになると、白紙に戻ってしまいますよね。

事務局 申し込みをいただく時点で一旦態度表明をしていただくこととなります。その後、保育所条例が改正をされて、宇治市として法人を決定するのですけれども、そのときに覚書の中で表現していくのか、それともやはりこの申込書のところに文言を追

加していくのかいかがでしょうか。

会長 どこかの段階で押さえは必要でしょう。

田中委員 そのことは決定をする場合に必要な事項かと考えます。

会長 三者協議の段階で、想定外のことが起こったとして辞退されるかもしれませんね。それまでに必要かと思えます。

事務局 法的に効力を持って、辞退を予防するということになりますと、やはり選考いただいて、内定をいただいた後、宇治市と法人の間において、そのことを何らかの形で締結をする必要はあると考えております。

会長 法的なことや手続的なことを含めまして、どこかで必要だろうと思えます。では、次のところをお願いします。

事務局 最後のページになりますが、第1次の民営化と異なりまして、この第2次の民営化は新たな施設を建設いただくということで、その施設、どんな施設を建設されるのかというのを、その様式の9 - 1号の方で記していただくということにしております。

まず、保育所施設建設の考え方、それから保育所施設の特徴ということで、どんな考え方のもとに建てられて、どんな特徴があるのかを記載していただきます。添付必要資料と部数につきましては、まず配置図を1部提出していただきますが、これは、敷地全体の建築物等の配置がわかるものです。次に、平面図で、各部屋の配置がわかるものを出して頂きます。そして、外観のイメージ図ということで、建物のイメージがわかるもの、イメージのデザインをつけていただければと考えております。ただ、デザインは費用がある程度かかってまいりますので、ここまで求めるべきかどうかということも含めてご論議をいただければというふうに思います。

注意事項といたしましては、移管が決定となった場合は、この本申込書のこの計画概要に記載された建設計画を遵守することとしています。ただ、施設建設におきまして、保護者、宇治市との協議の結果において、必要に応じて軽度な変更が生じる場合があることも想定することといたしております。なお、この建物の概要と資金計画に関しては、詳細な設計は必要ありませんということにしております。

次に施設の建設概要のほうでございますが、構造と何階建てか、延べ床面積、各部屋とその面積を書きいただきます。附属施設には、遊具などを書きいただきます。それ以外に特記事項があれば書きいただきますし、予定工期も入れていただきます。資金計画につきましては、事業費と市からの補助金、それで借入金、自己資金、その他があれば記載できるようになっております。この資金計画の内訳のうち市の補助金算出式も記載しております。借入金がある場合には返済計画の予定について、内訳等の欄に記載をしていただきます。この部分がこの第2次の民営化で特徴的な書類になるかと思われま。

会長 それで、最後の書類というのですか、建設計画概要とその2ということですが、ご意見いかがでございますでしょうか。

大西委員 この段階では、まず建物に関しては平面図だけでいいのじゃないかなと思えますが。後で三者で協議される中で、きちっとしたイメージを提示すればよいと思えます。いかがなものでしょうね。

緒方委員 僕も思ったのですが、建設会社がすぐ見つかるとも思えませんし、今おっしゃられたように、三者協議が前提にあれば、この平面図だけでも確かに有効じゃないかなというふうに思います。

会長 他の方、ご意見いかがでしょうか。この件について。費用をかけたらいいいというものでもありませんし。

田中委員 配置図はやっぱり要るのではないかなと思いますけど。

事務局 ある程度、建設設計なりに造詣の深い方ですと自分で書いてもらえるというケースもあると思いますが、やはり設計事務所に配置図、平面図もお願いはされると思います。そうしないと、建設費用の方も算出できませんし。配置図、平面図のプランニングから延べ床面積を出して、それで一般的な単価を掛けて費用を算出されるという作業と、それから立体的な形に落としてデザインを書かれるということになりますと、費用の負担の方は大分違ってくると思います。

会長 配置図と平面図でよろしいでしょうか。

事務局 全部を通して何でも結構ですので何かご質問ございますでしょうか。

事務局 それでは、ここまででご指摘をいただいた部分、私どもの確認も含めまして、一度お伺いをさせていただきたいと思います。

まず、資料の1、保育所運営の条件の別紙1で、全般的事項のところの表現の仕方、主語の必要な部分について入れていくということ。それから、2の保育所運営の、まず5番のところ、様式のところでもご指摘をいただいた部分ですけれども、榎島保育所が行っている保育を継続することに限定してしまっておりますので、プラスアルファがある場合がありますので、最低継続をすることという表現に変えていくこと。それと、その次6番で、アレルギーに対する「配慮」をとりますのと献立表のことを記載するかを検討すること。

それと、様式のほうになります。様式3-2のところの、評議員の選任資格のところの区分が、この2つだけでよいかということ、ご指摘いただきましたので、これはそちらの確認をさせていただきます。必要があれば変更していきます。

そして、様式4-2の施設保育所の運営状況の中に、障害児保育の状況を追加いたします。現在の障害児さんの数と担任状況等、そして、その右のページで、4-3のところ、現在の担任クラスを図るような列を挿入していくというのがございます。

続いて、次に4-5、施設保育所の運営状況のその5でございますが、この給食の に加えまして、現在のアレルギー食の対応も追加をいたします。

それから、4-9号、苦情処理のところ、第三者評価のところ、注釈を入れて、評価内容は記載しないことという注釈にします。

5-2号の方で、職員数のところ、これは実数と延べ数がわかるようにということと、あと嘱託医さんも欄を設けていくようにいたしたいと思います。

それで、次に、様式の6号ですが、施設長の予定者の生年月日の年号を追加させていただくのと、最後に今提示をいただきました建設計画に求める必要資料は、配置図と平面図との2種類ということにさせていただきたいと思います。

ご指摘いただいた中で修正が必要な部分は、今こちらで把握している分は以上か

と思うのですが、ここでご指摘等ございましたらお願いいたします。

小長谷委員 すみません。ここの最後のページで、一番下に国の交付金の算出がありますがこれはどうみればよろしいか？

事務局 建物を建てる場合に、一般的には建てた費用の何%かということで、国や府の補助金、交付金が交付されますが、この国の交付金のうち次世代育成対策施設整備交付金というのは、子供1人当たり単価、大型遊具など、建設費用とは違う視点で補助基準額が決まってくるようになっていきます。ここで定数を120人で出してこられる場合と150人で出してこられる場合でそれぞれ基準額が異なりますので、その積算の仕方を記載いたしております。

会長 よろしいですか。他にございませんでしょうか。

緒方委員 建設のところを、9-1号の下なのですが、軽微な変更が生じる場合がありますという書き方なのですが、これは三者協議になってから当然相手法人も納得した上でという感じで、確認でという形で使われているのですか。

事務局 そうですね。一方的に変えるということになりますと、この選考のときの判断というのが異なる可能性がありますので、選考のときの判断を生かしながら、その後三者協議というのを、今回重点を置かせていただけるのですが、その中で、3者が納得の上で例えば床材の変更をすとか、壁材を変更するということは発生するだろうという意味で書かせていただいております。

会長 ほかに、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

大西委員 最後の様式の9-2号のところ、附帯施設の中に入るのでしょけれども、4-1を見ますと既設保育所の中では、屋外遊技場を何㎡という形であらわしているのですが、ここではそういう面積のことは記載しなくてもよろしいのでしょうか。当然、建物の大きさが決まれば面積決まっていますから、屋外の方がどれぐらいかはわかってくるでしょうが、きちっと書く欄を設けるほうがよいと思います。

事務局 今、ご指摘いただいた部分、そのようにさせていただきます。

会長 他にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

田中委員 今回この建物の資料のところはどう考えたらいいのかというのが非常に難しいとあっていて、デザインを書いてこられて審査をしたものと全く違う建物が建つというもおかしな感じですし、ここに出されたものを一字一句絶対実施してもらうというのもまた難しいことかなと思っているのです。

会長 例えば、話し合いの中で駐車場をつくってくださいという話になると、そこは変更になりますね。

緒方委員 現状は路上駐車みたいな形なのですが、どこの保育園もだいたいそんな感じですよ。民間保育園で駐車場を持っておられるようなところは別にして。そんな中で前面道路が9mぐらいになるのですか。かなり余裕がありそうなイメージでは思っているのですけれども。

事務局 道路部分は、行政としては出入りが安全になるというふうにとらえていただければと思っています。

緒方委員 保育所の前にバス停ができたじゃないですか、それでかなり交通が混雑しているように思うのですが、今度のところは、それはありますか。

事務局 今のバスは、路線バスの実証実験ということで、現在の榎島保育所の前に、小型のバスが1日何本か走っているのですけれども、これはかねてからの宇治市の課題であります交通空白地の公共交通をどうするかということに対するもので、試験的な意味合いがあります。そのため、今後の方向性は現段階ではわからないものと考えています。

緒方委員 それは、道路が広くなることを前提に言えば、その可能性は増えるのじゃないかなと思ったりもするのですけれども。

事務局 基本の道路は6m幅ですので、かなり広いというものではないと思います。この保育所の前だけが9.5mとなる予定です。

会長 それじゃ、よろしいでしょうか。

 それでは、次の議事に移らせていただきます。

 それで、3番目、今後の日程についてということですが、これについて、資料等はお手元にあるようですが、ご説明を事務局からお願いしたいと思います。

事務局 はい。では、3番目の今後の日程等についてでございますが、まず表の中が1回目と2回目のこの会議で行っていただいた項目を記載しております。それで、この後の予定といたしましては、冒頭申し上げましたように、本日のご意見を受けまして、宇治市として募集要領、それから申込書類を確定いたしまして、移管先の法人を公募いたしますが、公募関係の日程にはなりますけれども、審査書類を配布して受け付けをして、それで公募を締め切っていきます。

 それで、この間に審査基準等の審議決定というのを、いわゆる配点をどうするかというのをお願いできればと考えております。それで、応募書類の審査につきましては、公募を締め切ってからということになるのですが、欄外に行っていただきまして、まず一つ検討をお願いしたいのが、その公募の期間というところであります。参考に第1次民営化を記しておりますけれども、平成16年の5月31日に資料配布を開始いたしまして、6月10日から23日を受け付けということにさせていただきました。今回、第1次民営化と異なります部分というのが、先ほど施設建設計画があるということで申し上げましたが、そのことを踏まえて、公募期間をまずどれぐらいにすればよいかということ、まずお話をいただければと思います。よろしくをお願いします。

会長 はい。この資料配布はいつされますか。

事務局 今のところで行きますと、本日ご指摘事項いただきましたので、こちらで修正をいたしまして、それで決裁という形で、資料の確定をいたしまして、市議会への報告等を含めて、2月の中旬の早い時期に、募集開始ができるかと思えます。

会長 そうすると、どうですかみなさん。2月の中旬スタートとのことですが。

事務局 例えば2月5日から15日の間ぐらいのところ、審査書類の配布期日を設けたいと考えております。そこを基準に持っていて、そこからどれぐらいの期間をおいた方がいいのかということをお願いします。

会長 例えば2月15日としますと少し長めに余裕を見て3月10日ごろでしょうか。

田中委員 一月ぐらいは必要かと思いますが。

事務局 市役所での業務の経験で申し上げますと、先ほどの平面図を設計業者に発注しま

すと1カ月～2カ月ぐらいかかります。

会長
事務局

そうすると、配付から間をあけて受け付け期間を短くすることは可能ですね。

私どもは、今持っている案としまして、2カ月くらいとっていただいたらどうかと考えています。

会長
事務局

それですと4月15日から4月いっぱいぐらいですか。

ただ、余りちょっと後ろに行きますと、計画のところで記載をしておりましたが、市議会の6月定例会の方に決定した方針を報告していこうと考えておりますのと、締め切りがありましたらすぐに何度か審査もお願いをしたいのと、場合によりましては、ヒアリングとかいうことを、日程もとっていただく必要がありますので、6月議会のことを考えますと、やはり4月の中旬ぐらいで決めておきたいなと考えております。

田中委員

行政側のね、お願いにもなるのですけれども、一定の期間をとるということで、この内容と議会についても、おおむね委員会の了解がいただけるのであればですね、2月の下旬から、可能な時期から配布をさせていただいて、3月の末から、場合によっては4月の下旬も含めて、市の方で日にちを決定していただければなというふうに思いますが。

会長

議会の関係などもありますので、エントリーする方が十二分に書類を書けるような時間を設定していただいたら結構かと思います。

事務局

では、引き続きまして、次回開催内容等についてということなのですが、今の予定で行くと、この作業を進めまして、約2カ月弱ほど、いわゆる待ちの状態の期間があるのですが、その間に審査基準等の審議決定ということをお願いできればと考えております。公募を締め切ったら、早速にも審査にかかっていたらいいように、各配点でありますとかウエートでありますとかいう部分を、ご論議いただければと考えております。日程の方は、2月20日前後もしくは3月の中旬ごろでご決定をいただければと考えております。候補日を別途ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

会長

調整のほどをお願いいたします。

事務局

それと、もう一つですけれども、この審査基準等の審議決定というのを、今回の議事にしておりますが、前回からこの会議は原則公開ということとなっておりますが、次の会議を非公開とする場合は先に決めておいていただくこととしております。事前の広報も必要ということになっておりますので、公開、非公開のご判断を会議の方でお願いをしたいと思います。

会長

今、説明ありましたように、今回は審査基準等の審議決定となってまいります。今回のこの委員会を、公開、非公開という、どうするかということをお諮りしたいと思います。いかがでございましょうか。

緒方委員

ちょっとすみません。前回の1次の民営化のときも、得点、採点方式の加点で審査という形になったわけなのですかね。その基準を知りたいと思うのですが、これが漏れてしまうと具合が悪いのではないかと思います。

会長

多分そここのところの議論を次回することになりますね。

緒方委員

できたら公開にしたいという思いはあるのですけれども、判断の基準自体が明ら

かになるのであれば、非公開かなと思いますね。

事務局

事務局といたしましては、今日時点で具体的にお示しする段階にまだないのですが、一般論で申し上げますと、今日書式をいろいろ見ていただきましたが、この項目について、例えばよいが5点、普通は3点、だめは1点とかよくつける方法があります。それで、どの項目を聞いていくのかということも決めていっていただきますし、重きを置いていただく項目ということも決めていっていただきますし、それについて何点ずつというのがありますが、今度この項目同士で、項目間で、どちらが重いかということも決めていただくこととなります。つまり申請する前にここが大事だとわかっているということになってしまう恐れはあります。

会長

今後の審議を集中的に進めていくため、客観的に進めるためには非公開がいいのではないのかなと思いますが、いかがでございましょうか。それでよろしいでしょうか。

では次回は非公開というふうにさせていただきたいと思います。

それと申込書類に不備があった場合、それは事務局で整理していただけるのですか。

事務局

書類の不備の場合は、受理ができないということになりますので、まだ期間のある場合は、こういう理由で受理ができないということでお返しをして、また整えていただくということになります。

田中委員

公開の関係なのですけれども、次回が最初から非公開にするのか、内容によって公開の時間帯をとるのかはどうですか。

緒方委員

それは多分、宇治市の方で用意していただく資料の提出によるのじゃないかなとは思いますが、この中でどこの部分をという項目、決定前の項目を見ていただく分には全然問題ないであろうし、その決定する瞬間とかいうのはやっぱり伏せておいたほうがいいとは思いますがね。

会長

項目というのは、これを点数化し表にされるのだと思いますよ。ですから、最初から点数の話になるのじゃないかと思いますがね。

田中委員

それはやはり非公開ですかね。

会長

実際的にはそうですね。

会長

それでは、他にご質問ございませんでしょうか。

それでは、本日はどうも、いろいろ大変難しいところの議論をいただきまして、ありがとうございました。その他この委員会につきまして、事務局の方から何かあればと思いますが、私としては、とりあえず議事の方、ここまでで事務局へお返しをしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

先ほど申しました次回の会議日程、また追っておのあの調整をさせていただきますので、大変お忙しいかとは思いますが、どうぞよろしく願いをします。また、会場等も決まりましたら、改めて通知をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。